

中小企業振興基本条例を

市民の皆さん、市内で生産、製造または加工された製品や提供されるサービスを積極的に利用するようご協力をお願いします

本市には約3,300の事業所があり、そのほとんどが中小企業者です。また、その事業所では約26,000人の人々が働いています。

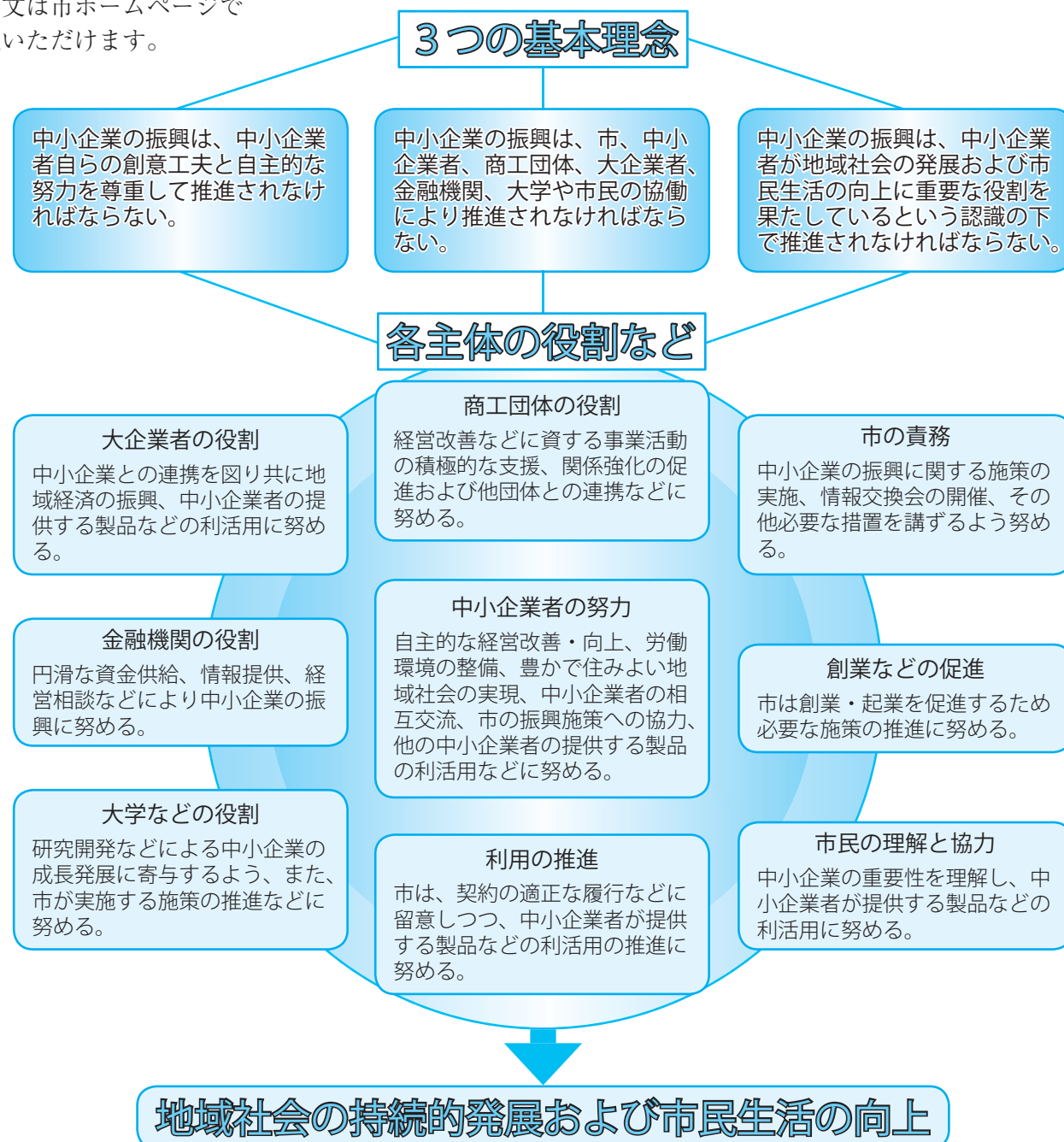
中小企業者は地域の経済や雇用を支え、またそれぞれの事業活動を通じてまちづくりに貢献するなど、私たちの生活にとって大変重要な役割を担っています。

本市では、市民の皆さんとも協働して中小企業のさらなる振興を図るため、中小企業振興基本条例検討会議の審議やパブリックコメント（意見募集）などを経て、「十和田市中小企業振興基本条例」を制定し平成30年4月1日から施行しました。

中小企業の活性化は所得向上や雇用確保につながり、地域経済の好循環を創出します。

中小企業振興基本条例の概要

※条文は市ホームページでご覧いただけます。



制定しました

問 商工労政課 ☎ 6773

中小企業の振興に向けた平成30年度の市の事業を紹介します

中心市街地活性化事業

事業費 21,880千円

中心市街地のあり方や方向性を示す「中心市街地活性化基本計画」の策定を進めるとともに、みちのく銀行旧稲生町支店の活用に向けた各種調査業務を委託し、中心市街地における都市機能の向上と地域経済の活性化に努めます。



中小企業融資制度

事業費 151,260千円

中小企業者の事業資金の円滑化を図り、経営の安定に資することを目的に、市内金融機関に原資を預託し融資枠を設定した上で融資を実施します。保証料・利子補給金31,260千円、貸付金120,000千円

創業支援事業

事業費 10,676千円

「十和田市創業支援事業計画」に基づき、創業相談ルームや創業セミナーの開設、空き店舗等活用支援事業を実施し、創業希望者に対する伴走型の支援に取り組むことにより、創業・起業による地域活性化と雇用創出を目指します。



商店街電気料補助事業

事業費 1,200千円

歩行者の安全確保および商店街の活性化のため、商店街の街路灯電気料に対して補助します。



商工会議所および商工会事業費補助事業

事業費 6,830千円

地域経済活性化のため、商工会議所および商工会が実施する各種活動などに対して補助します。商工会議所4,880千円、商工会1,950千円

その他、市では若年者などの市内企業への定着を促し地域経済の活性化を図るための「若年者等人材育成支援事業」、女性の就職および就労継続を支援するための「女性の活躍支援事業」、上十三・十和田湖広域定住自立圏※以外より転入し市内事業所へ就職した人に奨励金を交付する「U・I・Jターン移住就職奨励金」などにより、幅広く中小企業の振興に取り組んでいます。要件などの詳細はお問い合わせください。

※上十三・十和田湖広域定住自立圏とは、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、小坂町で構成する圏域をいいます。

中小企業者とは…

表中の資本金、従業員数のいずれかの基準を満たす事業者になります。
(中小企業基本法第2条第1項)

業種	資本金または出資の総額	常用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下